

国立大学法人東京学芸大学DX推進本部要項の一部改正について

改正理由：DX推進本部の構成員等の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 <u>(1) 学長が指名する理事又は副学長 若干名</u> <u>(2) ICT／情報基盤センター長</u> <u>(3) 事務局長</u> <u>(4) 部長</u> <u>(5) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は<u>前項第1号の本部員の中から学長が指名し</u>、副本部長は本部長が指名する。 3・4 〔省略〕 (任期) 第6条 前条第1項第5号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第5条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 <u>(1) 学長</u> <u>(2) 副学長</u> <u>(3) ICT／情報基盤センター長</u> <u>(4) 事務局長</u> <u>(5) 部長</u> <u>(6) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</u> 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は<u>学長をもって充て</u>、副本部長は本部長が指名する。 3・4 〔省略〕 (任期) 第6条 前条第1項第6号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 〔省略〕